

生産行程管理業務規程

令和6年1月23日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒012-0105）秋田県湯沢市川連町字平城下23-2

ゆざわ小町商工会内

（アキタケンユザワシカワツラチョウアザヒラジョウシタ23-2
ユザワコマチショウコウカイナイ）

名称（フリガナ）：秋田稲庭うどん協議会（アキタイナニワウドンキョウギカイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 佐藤 養助

ウェブサイトのアドレス：<https://inaniwaudon.yuzawakomati.com>

2 農林水産物等の区分

区分名：第5類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：穀物類加工品類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：稲庭うどん（イナニワウドン）、INANIWA UDON、Inaniwa Udon

4 明細書の変更

生産者団体「秋田稲庭うどん協議会（以下「協議会」という。）」は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

協議会は、構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対し、「稲庭うどん」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「稲庭うどん」の生産地及び生産の方法を「生産実績」に記録・保存し、前年度分を毎年6月末日までに協議会へ提出する。

また、生産業者は、協議会が定めた「出荷区分」に基づき選別・調整を行った「稲庭うどん」の最終製品の出荷量を「出荷実績」に記録・保存し、前年度分を毎年6月末日までに協議会へ提出する。

イ 協議会の手順

協議会は、生産業者から提出された「生産実績」及び「出荷実績」を確認し、生産方法を遵守していないことが疑われる場合は、現地調査により遵守状況を確認し、その結果を「生産実績」及び「出荷実績」に記録する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

協議会は、上記(1)のア及びイの手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協議会は、上記5(1)の周知の際に、地理的表示である「稲庭うどん」及びGIマーク(以下「地理的表示等」という。)の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書の生産地及び生産の方法に基づいて生産された「うどん」にのみ、地理的表示等の使用が可能であること。
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「稲庭うどん」と併せて使用すること。
- (3) GIマークは、法施行規則に定められた規定に基づいたデザインを使用すること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協議会は当該生産業者の生産した「うどん」について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、上記6及び8に関して、生産業者による「稲庭うどん」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協議会は、以下の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「稲庭うどん」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況等が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合、以下の資料を保存する。
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先（文書送付先）

